

「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(新旧対照表)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」</p> <p style="text-align: right;"><u>平成21年1月</u></p> <p style="text-align: right;">総務省</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3. 検証の実施方法</p> <p>(1)接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 検証区分</p> <p>検証区分は、サービスの代替性やサービスを提供する際に利用する機能の差異を考慮して設定することとし、その際、総務省が実施する競争評価に用いられている市場画定を参考とする。</p> <p>以上を踏まえ、具体的な検証区分は次のとおりとする。</p> <p>[検証区分]</p> <p>①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③公衆電話、④番号案内、 <u>⑤メガデータネット</u>、<u>⑥Bフレッツ</u>、<u>⑦フレッツADSL</u>、<u>⑧フレッツISDN</u>、 <u>⑨フレッツ光ネクスト</u>、<u>⑩ひかり電話</u> ※</p> <p><u>※⑨及び⑩については、2009年度接続会計の公表時から行うものとする。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4、5 (略)</p>	<p>「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」</p> <p style="text-align: right;"><u>平成20年2月</u></p> <p style="text-align: right;">総務省</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3. 検証の実施方法</p> <p>(1)接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 検証区分</p> <p>検証区分は、サービスの代替性やサービスを提供する際に利用する機能の差異を考慮して設定することとし、その際、総務省が実施する競争評価に用いられている市場画定を参考とする。</p> <p>以上を踏まえ、具体的な検証区分は次のとおりとする。</p> <p>[検証区分]</p> <p>①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③公衆電話、④番号案内、 <u>⑤専用サービス(一般専用、高速デジタル伝送、ATM専用等)</u>、 <u>⑥メガデータネット</u>、<u>⑦Bフレッツ</u>、<u>⑧フレッツADSL</u>、<u>⑨フレッツISDN</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>4、5 (略)</p>

(別紙) (略)	(別紙) (略)
【参考】 (略)	【参考】 (略)